

令和7年度第1回（第69回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和7年4月24日（木） 於：外務省南396号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/8 件	審査対象： 令和6年度第3四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	4/47 件	
指名競争方式	0/1 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/21 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	5/72 件	
合計	149 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「令和7年度外務省調達改善計画」策定について、各委員より了解を得られた。	

委員	外務省
<p>1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5 抽出案件の審議</p> <p>②-14：「『元島民による北方領土を語る会』（ポーランド）」業務委嘱</p> <p>○ 一者応札となっているが、毎年度一者応札が続いているのか。</p> <p>○ 実施場所の調整というのは、ポーランド側のどこで実施するかということか。また、どこの国で実施することが一番効果的かという点につき、選定基準はあるのか。</p> <p>○ 見積書を拝見すると、自動車借料が高い印象を受けたがこの理由如何。実際にどの程度借料がかかったのか。また、エスコート通訳にかかる拘束料というのはどのような経費か。</p> <p>○ エスコート通訳の拘束料は、通常の人件費や超過勤務とは別ということか。また、自動車借料はポーランドの物価や価格水準でやむを得ないということか。</p>	<p>● 今回は一者応札となったが、過去10年程度は複数者程度の応札があり、昨年度においては二者から応札があった。今回は実施場所及び時期の調整などに時間を要した結果、入札までの期間が通常より短くなったことが一者応札の要因であると分析している。</p> <p>● 実施場所の調整については、ポーランド国内でどこにするかという検討もあるが、まずはどこの国で実施するかの検討がある。検討に際しては、現地の受入れ体制やアポ先の都合等様々な要素があり、調整に時間を要した経緯がある。どこの国で実施することが一番効果的かという点については、ロシアによるウクライナ侵略を受け、領土と主権の一体性についての問題意識が高まっている欧州の国の中から、普段の外交上のやり取りも踏まえ、1年目はフランス、2年目はポーランドを選定した。今回のポーランドについては、シベリア孤児救済の歴史もあり日本との関係が深く、ウクライナ情勢について切迫感を共有できる国ということで候補とし、各アポ先からも関心が示されたことから実施を決定した。</p> <p>● 自動車借料については、現地での車両借り上げにかかる経費であり、事業者の入札価格となっている。エスコート通訳の拘束料については、エスコート通訳の方に移動中も同行いただくため、別途計上した。</p> <p>● 然り。</p>

②-19: 「開発援助調査研究業務『バイドナーの民間投資促進スキームの取組に関する研究』」業務委嘱

- 本件事業は、日本の民間投資を促進するために、政府としてどこに投資するべきかという情報を提供するための調査ということか。
- 調査対象に、アメリカ、イギリス、ドイツと記載があるが、それぞれ公的機関が対象なのか。各機関がどのような民間投資促進スキームを行っているのかを調査することか。
- このような調査やノウハウは政策投資銀行等日本国内にもあるかと思うが、調査機関に委託した方が有益ということか。
- 本件事業は特殊な業務であるが、本契約事業者には特殊なノウハウのある部門があるのか。
- 日本でいう日本貿易保険のような保険のスキームなどについても調査事項に入っているのか。また、民間事業者は、カントリーリスク（投資先の国の状況が悪化して損失が発生するリスク）についても関心があると思料するが、アメリカ合衆国国際開発金融公社（USDFC）も対象に入っているのか。
- 本件調査研究は、他国のカウンターパートがどのように実施しているのかを取りまとめて報告する内容であると理解した。外部に調査研究を依頼するのは有益な場合も多いと思うが、他方、他国のカウンターパートがどういったことを実施しているのかを調査することが外務省の本業ではないかと思料する。外部に依頼する調査との線引きについてはどのように考えているのか。
- 本件は一般競争入札のため、最終的に価格競争となるが、価格設定がゆえに入手できなかった情報などはあるのか。結果として目的は果たせたのか。
- ODA（政府開発援助）のほか、民間企業等の投資も途上国の開発に繋がる。他方で途上国へ投資をするには事業リスクが伴うことから、民間資金の動員が伸び悩んでいる状況であるため、公的資金が一部リスクを取ることで、民間の途上国への投資が促されることが期待される。そのようなスキームを世界銀行グループや他の欧米機関などでは豊富に実施しており、日本もそのような取り組みを学びたいと考えている。本件は、具体的にどこに投資するかということよりも、他の開発機関の手法を調査するものである。
- 然り。どのような手法を用いて民間資金の投資を促進しているのかを調査するのが目的である。
- 国内の政策投資銀行は、途上国での事業を中心にを行っている機関ではないため、本件とは手法が異なっていると思料する。また、各機関を網羅的に調査する必要があることから、今回調査を委嘱した次第である。
- 本契約事業者のコンサル部門が本件業務を請け負っている。
- 保険については手法として項目に入っているが、特に念頭に置いているのは、ブレンデッドファイナンス（公的資金と民間資金を組み合わせ、投資規模を拡大する）という仕組みである。今回、アメリカの開発金融公社（USDFC）も対象にしようとして検討していたが、ブレンデッドファイナンスを実施している機関を調査したところ、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）がよりそういった手法を用いていたため、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）を調査対象とした経緯である。
- 本件調査は比較的専門的な業務であるため、各在外公館に依頼し調査するより、調査に対し知見を持った外部の有識者に依頼した方が、同等のレベルで、より精度の高いものができると考え、調査の正確性の観点から外部に委託した次第である。
- 評価報告書を確認したところ、目標は達成できたと考える。予算によってはより一層質の高いものが得られると思料するが、今回の予算の範囲内で良い調査結果を出すことができたと考える。

①-1: 「勤怠管理システムの構築・保守」業務委嘱

- 従来使用していた勤怠管理システムを入れ替えるということか、それとも元々のシステムに追加機能を加えるのか。
- 他省庁が同じシステムを使用しているとのことだが、システムを管理しているところは全て同じなのか。
- 各省庁でも本契約事業者のサービスを使用しており、保守点検は関係省庁が同じ事業者に依頼しているとのことだが、一般競争入札で仮に他の事業者に決定していた場合、保守等において問題は生じないのか。
- 予定価格の算定根拠について、予算額とA者の見積り金額が100円単位まで一致しているが、どのように予算を取っているのか。
- A者とB者から見積りを取得したタイミングと、予算額が決まったタイミングはどちらが先なのか。
- A者からのみ見積りを取得したのか。
- 予算要求の際にA者とB者から見積りを取得し、予算額はA者の見積りと同じ金額で取った。その後、予定価格を決める際に、再度A者及びB者から見積りを取得したのか。それとも以前に取得した見積り金額のうち、A者の端数を処理したものを予定価格にしたのか。
- 2回とも同じ数字をA者及びB者は出しているのか。
- 仕様書を確認しないと見積りを出せないと思料するが、予算要求の段階で仕様書が決まっていたということか。
- 従来はExcelなどにより手作業でデータを管理していたため、外務省としては今回新規に勤怠管理システムを導入する。他方、当該システムは関係省庁が開発をし、各省庁で既に長く使用しているものを外務省でも活用するものである。
- 関係省庁が一元的に保守点検を行っている。
- 導入時はシステムの一部について、外務省の他システムとの関係でスペックを独自化する必要があったため、入札説明会には複数事業者が参加したが、関係省庁のシステムということで、入札に参加されなかったと思料する。システム導入時及び1～2年目の運用については、トラブル発生時の責任の所在を明確化する観点から、一定程度安定的に運用できるまでは、システム構築事業者が担当の方が良いと思料する。他方で、運用・保守については、マニュアルや引き継ぎ書作成、ソースコードやシステム設計書などの著作権も含め外務省に帰属するため、他の事業者が参入可能となるよう本契約事業者と調整を進めている。
- A者とB者から見積りを取得し、A者の予算で運用できると判断し、A者の金額で予算額を組んだ。
- 予算額が決まった方が先である。予算要求の根拠となる見積り書の金額としてA者の見積りを使用した。
- B者からも取得している。他方、A者が関係省庁のシステムを運用している事業者のため、最低限の能力、スペック、サービス提供があれば運用可能なことが明確であるため、あえて高い予算要求をするのではなく、小さい金額の事業者の見積書を予算要求の根拠とした。
- 然り。それぞれ予算要求の参考数字を取得するための見積りと、実際の予定価格を作成するための見積りの計2回、両方の事業者から見積りを取得している。
- 然り。
- 根拠のない形で予算要求をすることは出来ないため、詳細な仕様書は作成できないが、本件は一からシステムを構築するのではなく、既存のシステムを外務省でも使用するため、どのようなシステムかということは認識しており、同様のシステムを運用するためにはいくらか必要になるかという確認を行った。

○ B者は一般競争入札の形を取るために入れていたが、A者決め打ちという段取りで進んでいたのではないかと、という見方をされても変ではない記載ぶりとなっているが、その点については如何か。

○ 本件は随意契約にするのは難しかったのか。不必要に入札の形を取るの是不自然な印象を受ける。本案件は、本契約事業者以外の事業者が競合することができるような業務だったのか。もしそうでないのであれば入札の形を取るのではなく、随意契約で価格交渉をし、妥当な金額に収めるという方法もあると思うが如何か。

○ 外務省の情報通信に関する専門家から、他省庁が本契約事業者に依頼している実態の中で、本契約事業者と同等の金額で他事業者が請け負えるかどうかや、仮に本契約事業者が応札しなかった場合に実施することができるのかなどの相談や意見は聴取しているのか。

⑥-38：「人事給与業務の見直し支援等にかかるコンサルティング」業務委嘱

○ 令和5年度に本契約事業者が本件システムの見直しに携わったということだが、令和5年度の契約の際に次のフェーズになることはある程度予想ができると思料する。令和5年度実施時に今回の金額も盛り込めば価格を抑えられる、あるいは2年計画にするなどは予算上できなかったのか。

○ 令和7年度もこういった見直しが必要となる見直しはあるのか。

○ 本契約事業者との令和5年度に契約した範囲から外れる業務が発生したため、新たに別契約を締結したと理解するが、当初の契約から想定されていない内容とはどのようなことか。

● 日頃から付き合いのある事業者のうち、今回A者とB者に声かけを行ったが、見積りを依頼した事業者以外にも同様に対応できる事業者が存在すると考え、実際に説明会にはA者及びB者以外の事業者も参加した。その中で、これはあくまでも参考数字であり、最終的にA者と同等レベルのものができる他事業者がいけないわけではないという想定のもと、確実に実現できる最も安価な金額で予算要求した次第である。

● 本件はシステム立ち上げ時から、保守点検は他事業者が参入可能なことや、一定程度、利用環境が整ったシステムをセットする業務であり、他事業者の参入も考えられたことから、一般競争入札を行った経緯である。ご指摘のとおり、本契約事業者しかできないのか、他に可能性があるのかをきちんと精査した上で適切な調達方法を取るとは非常に重要だと思料する。来年はおそらく本契約事業者に頼まざるを得ないが、それ以降は競争性を確保できるよう、引き続き努力して参りたい。

● 他省庁全体を見渡した形でのアドバイスを受けた結果、他省庁においても一般競争入札を実施しており、入札方式のあり方についてのみでなく、外務省独特のシステム間の連携等も含めアドバイスを受けた。

● 本件は当初2年間実施する予定ではなく、1年目でコンサルティングを依頼した後、システム構築事業者との調整の中で外務省の知見だけでは難しい新たな課題や見直しが見つかったため、令和6年度も契約をすることとなった。

● 令和7年度は本契約事業者と随意契約を締結しており、業務内容はこれまでとは異なり、受け入れテストの支援や工程管理、業務フローの見直しが発生した場合の検討を業務内容としている。結果として3年にわたり同じ事業者との契約になったが、初年度に総合評価落札方式で決定した事業者と必要に応じ随時契約をしている状況である。

● システムの導入については4か年にわたり実施しているプロジェクトであり、令和5年度の段階では基本設計や詳細設計を実施した。本案件のコンサルティング業務は、今後完成したものを受け入れる際、どのようなテストを外務省側で実施する必要があるのか、また、詳細設計の中で新たに発生した課題にどう対応していくのかを検討するという内容である。

○ 今後、例えば同様の業務を行う際の教訓や、全体の立て付けなどの工夫により委託する内容を減らすなどの改善点はあるのか。

○ 業務の目的に「業務運用フローの整理」と記載があるが例えばどのようなものか。

○ 本契約事業者からは成果物として報告書等が提出されるのか。契約関係書類には業務フローの整理の結果をどう残すのかについて明記されていない。本契約事業者は業務に慣れているため、契約関係書類に記載がなくても理解していると思料するが、第三者から見るとフローの整理結果の受け渡し方法を契約関係書類にきちんと明記した方が良いと思料するが如何か。

⑥-53：「暗号基礎講習会『共通鍵暗号（ブロック暗号編）の開催）」業務委嘱

○ 今回の研修は外務省職員が実施するのは難しいのか。代々引き継がれているノウハウを教えるのではなく、改めて専門家からの指導が必要なのか。

○ 受講者は何人程度なのか。

○ より多くの方に受講してもらおうのではなく、5名程度が妥当な人数ということか。

○ 研修資料はどの程度の分量があるのか。

○ 見積りを拝見すると、事前準備の研修資料作成費用が高い印象を受けた。元々ノウハウのある事業者であれば、時間も費用もかからずに研修資料が作成できるのではないかというイメージだが如何か。

○ 今回の研修内容は外務省及び本契約事業者の相互に守秘義務が課せられているのか。

● 人件費において、外務省職員は日常の他業務を行いながら本件刷新業務にも携わっているため、職員が自ら出来るところは行う一方で、例えば、社会保険制度の今後の見通しや傾向などについてはコンサルタントの方が詳しい面もあるため、民間事業者の知見を活用するなどの業務分担をすることで、結果的に予算の効率化に繋がると考えている。

● 例えば、外務省特有のものとして、在外公館に勤務する職員に対する手当（在外勤務手当）というものがある。これは毎年のように法令改正があり、それを受けてまずは基本設計をするが、基本設計の段階では、詳細な法改正の内容はまだ決定していない。法案が通る頃に改めて実際の業務フローの整理が後から必要となるため、そのような点に対応するための業務である。

● 最終的には業務報告書の形で業務フロー、運用、受け入れテスト計画書案などの成果物が提出される。ご指摘のとおり、今後は契約関係書類に明記するよう改善を検討する。

● 然り。内容的に高度な技術であり、最先端のものを学ぶという観点から昨年度初めて実施し、今後も継続したいと考えている。

● 1回あたり5名である。

● 然り。研修後のフォローも考慮した結果、人数が多すぎると講師にとられる時間も要してしまうため、バランスの良い人数として5名を選出している。

● 1講習あたり50ページ程度の資料であり、資料作成には1ページあたり概ね30分程度、1回あたり25時間程度がかかっている。

● 専門的で高度な講義内容を求められるため、初心者にも分かりやすく説明をするためには、どうしても時間を要する。

● 本案件は一般的な研修であるため、守秘義務は発生していない。

⑥-63: 「領事クラウド（オンライン在留届、たびレジ）の改修（UI改善、ウェブアクセシビリティ対応）」業務委嘱

- 関係省庁が、政府情報システムのユーザーインターフェース（UI）点検を実施し、各省庁に利便性やセキュリティの向上、問題点などの指摘があるのか。
- 何を改善すべきかについては、各省庁の判断に委ねられるということか。
- 外務省が今回選択した、目の見えない方へのアクセスなどはどのような基準で選出したのか。問い合わせが多くあったものなのか。
- 複数の改善点がある中で、オンライン在留届・たびレジの優先順位が高いのは、省内でアンケートの結果であったり若しくは国民の声が大きい等、どのような判断基準で選ばれたのか。
- 本契約事業者が自らの経費で実施したのか。
- 契約関係書類に、作業要員に求める資格等の要件という記載があるが、実際に作業に従事された方がこの要件を満たしているかどうかは、どのような形で確認されたのか。

⑥-29: 「旅券用手動VOID穿孔機」の購入

- 通常のパンチではなく、繊細なVOIDの機械が必要な理由如何。
- 全ての旅券を同様に破壊することが出来る確実性を求めると、このような調達方式になるということか。
- この機械は何年程度使用出来るのか。

- 関係省庁からチェックリストが指示され、それに基づき各省庁で個別に対象システムについて確認をし、結果を関係省庁に提出するとともに改善の対応を行ったものである。
- 然り。チェックリストに基づき点検をした結果を関係省庁に報告し、承認を得て、実際に対応を行った次第である。
- 視覚障害者向けのアクセシビリティ対応については、外務省がこれまでに利用者から受けていたご意見も踏まえ、今次UI点検と同タイミングで改修を行ったもので、システムの契約事業者が専門家に委託をしてアクセシビリティの診断を受け、指摘を受けた項目につき修正した。
- 優先順位が高かったからというわけではなく、他に「在外旅券電子申請システム」、「e-VISA電子申請、JAVES電子申請システム」及び「証明電子申請システム」についても順次個別に対応を行った。
- 全体の経費の中に診断費用も含まれている。
- 本件契約事業者には、領事クラウド上にある領事業務のウェブページ等全般について日頃から運用保守業務を委託しており、今回の業務について個別に資格を求めた訳ではなく、これまでの業務の延長として委託したもの。

- （旅券のサンプルを提示しながら）新旅券は、プラスチック基盤にICチップとバーコードのようなものがあり、こちらに穴を開けICチップを確実に破壊することが出来る、強力な穿孔機が必要で、旅券法で、現行の旅券を物理的に使用不可能となる機能がVOID穿孔機に求められている。穿孔機には、針の耐久性、機械自体のプレートの耐久性が求められ、針を作る技術は、本契約事業者が独自に開発をしており、仕様を満たす穿孔機を開発している事業者は、日本国内に多くないと承知している。前旅券の際も、今回の調達の際にも他事業者の発掘に努めたが見つからず、機械を開発製造している本契約事業者と随意契約を行った次第である。
- 然り。旅券には様々な技術が盛り込まれており、それを一突き、かつ手動のため可能な限り少ない力で穴が開けられる耐久性と正確性のある穿孔機が求められている。
- 過去10年程の統計からすると、10年間程度はメンテナンスすることなく使用出来ている状況である。

○ 今回は旅券自体の仕様変更により全ての穿孔機を入れ替える必要があったが、毎年調達が必要なものではないという理解で良いか。

②-26: 「監視カメラシステム」の購入

○ 本契約内容の監視カメラは、在外公館に設置するとのことだが、実際の設置作業やその後の補修などについては本契約事業者が対応可能なのか。

○ 現地での設置や補修などについても本契約内容に含まれているのか。

○ 設置や補修等は本契約事業者以外でも対応可能なのか。

○ 各在外公館により調達時期が異なるため、監視カメラを設置する事業者も異なるのか。

②-17: 「在外公館美術品の有効活用のための調査及び作品紹介データ等作成」業務委嘱

○ 美術品の有効活用の方法として、例えば在外公館で展示会を開く、あるいは現地の美術館などに貸与して日本美術展といった形でご覧いただくなどの方針は決まっているのか。また過去にそのような例はあるのか。

○ 在外公館にどのような美術品があるのかを調査するだけでなく、美術品の状態を専門的に検証、鑑定するのか。また、入札への参加条件に、専門知識を有する者とあるが、これはどのように判断したのか。

○ 本案件は一般競争入札のため、一番安価な事業者と契約することになるが、実績との兼ね合いで、価格競争でも問題はないのか。今後制限等を設けることは考えているのか。

○ 毎年、各国の在外公館の美術品を調査していると思料するが、本契約事業者は他国での調査実績もあるのか。

○ 応札事業者は限られているとのことだが、本契約事業者の他、複数者から応札がある状況なのか。また、今回は一者応札となっているがその理由如何。過去にも一者応札となったことはあるのか。

○ 前広に公募することは難しいのか。

● 然り。

● 然り。

● 本案件は購入に関する契約のため、設置等については別途契約を締結する予定である。

● 然り。他方、過去も本契約事業者が当該在外公館の監視カメラを設置したことから、システムを熟知している事業者に依頼することが経費の観点からも合理的であると考えます。

● 基本的には現地調達のため、各在外公館で異なる事業者に依頼をしている。

● 本案件は特定の展示会等を目的として調査を依頼したわけではないが、過去には美術館に貸与したケースもある。

● 然り。取得後長期間経過している美術品もあるため、修復が必要なものについて提言いただいた。入札参加条件については、類似案件の契約実績などを確認し判断した。

● 過去の入札実績を踏まえると、一部の事業者からの応札となっているため、一般競争入札を採用したことにより、事業内容に影響が生じたケースはないが、ご指摘を踏まえ今後検討したい。

● 本件事業は平成26年度以降実施しており、過去に約30公館で調査を実施しているが、同じ在外公館を再度調査した実績はなく、美術品の配備状況から対象地域や在外公館を選定している。

● これまでの実績では3者程から応札がある状況である。過去にも一者応札となったことがあり、入札不参加事業者に理由を聴取したところ、本件事業は2週間ほど海外出張することから、事業実施期間の人員確保が難しいという理由などがあつた。

● ご指摘を踏まえ、今後、前広に入札を実施することができるよう検討したい。

- 本件事業の履行期限は令和6年度末のため、既に資料報告はあったと思うが、何点の美術品を調査し、成果物としてどの程度の資料が報告されたのか。
- 提出された報告書は内部資料にとどめられるのか。あるいは、美術品は国有財産であると思料するため、調査結果を公開する予定はあるのか。また、美術品の配備は、同じ在外公館にとどめているのか、他の在外公館にローテーションで配備しているのか。
- 各在外公館にある美術品を管理するデータベースはあるのか。また、各在外公館で定期的に棚卸しはしているのか。

⑥-40:「在ナイジェリア日本国大使館新営計画に係る設計」業務委嘱

- 本件は企画競争による随意契約となっているが、在外公館の新営計画においては随意契約が多いのか。
- 現在入居している施設は外務省の所有物件ではないため、新たに別の場所に設計することか。また、現地の建築法規を遵守する必要があると思料するが、本契約事業者が対応可能なのか。
- 契約関係書類に記載のある、スタンドオフとはどのような意味か。
- 従来はスタンドオフがない施設に入居していたが、他に選択肢がなかったということか。
- 積算は関係省庁が定めた基準をベースにしているのか。

- 今回90作品の美術品を調査し、30作品について作品の解説書等が作成され、成果物として10ページ弱の資料が報告された。
- 報告書等は公開する予定はなく、内部資料として有効活用するために作成している。基本的には美術品は同じ在外公館にとどめているが、現在は美術品を新規購入していないため、新設された在外公館や、保有する美術品が少ない在外公館には、美術品を多く保有している在外公館から再配備している。
- 然り。また、毎年1回検査を実施している。
- 本案件は設計業務であり、価格のみで評価することができないためプロポーザル方式による随意契約を採用している。これは、関係省庁が出している指針により、在外公館の新営について設計者を選定する際にはプロポーザル方式による随意契約となっている。
- 現状は借り上げている施設に大使館が入居しているが、別の場所に保有する建設用地に大使館事務所、公邸及び宿舍を新規に計画する。建築法規については本契約事業者が、現地のコンサルタントを活用しながら、現地の法規制に則った施設を計画する。
- 大使館の敷地の境界線に、外周塀を作り、さらに敷地内にも十分なセットバックを設け、敷地外で爆発等が発生しても建物に被害が及ばないように、安全が保たれる離隔距離のことである。
- 然り。
- 基本的には関係省庁が定めた基準をベースにしている。他方、海外で業務を行うための特別経費は別途加味している。